

改教時報

第九十號

明治三十二年十月一日 第四號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしむ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を冀く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

目次

社説

◎宗教法案の精神如何

論説

◎眞宗の教育方針に就て所感を述ぶ

◎理想の必要

社會

◎宗教法案 ◎中等社會 ◎宗教主義の學校 ◎世の慈善家に謀る ◎警察監獄學校開校式 ◎外國學者の來遊 ◎埼玉縣慈善會保護院 ◎教導講習院

雜錄

◎臺灣島知本社の近況

信家

◎靜觀錄(十四) 佛陀を近きに求めよ

令音

◎奧村五百子傳(四)

會報

◎陸奥各地に於ける運動に於ける運動 ◎羽前志會の發表 ◎越中永見町佛教徒同盟會 ◎越后上越佛教俱樂部支部發會式 ◎河内住道會 ◎大和崇徳會

◎河内住道會 ◎大和崇徳會

政教時報

宗教法案の精神如何

(當路者の注意を促し國民の覺悟を要す)

道路説を傳ふるものあり、曰く政府は十四議會に於て、宗教法案を提出するの運に達せり、實に是れ、昨年已來吾人か論議したりし所、今や正に活問題として、舞臺の上に顯はるるに至れり、嗚呼多年眼を法律、軍事、經濟等外形上の問題に專注したりし國民も將に宗教及び教育の如き内部の問題を以て社會耳目の焦點とするに至れり、蓋し是れ國民か之を自覺するの順序に達せるものなりと雖、蓋し内外諸種の原因は之か時機を促し來るものあるに職由せずはあらず、若し吾人をして怠憚なく言はしめば、國民は未だ宗教の何たるかを解し、又宗教の必要を自覺するの時機圓熟せりと云ふべからず、而して急劇に此等諸種の問題を處理せざる可らざる所以のもの、内地雜居外交問題等、は之を促し來る最大原因たらずはあらず、蓋し從來此の如き場合にありて唯一時此等の急に應せんが爲めに當路者たるもの匆卒之を定め、國民亦十分の調査を遂ぐるなく、他日臍を噬むの悔を残すとなきにあらず、殊に宗教問題の如きは人心の向背を定め社會の秩序に關する者、最も謹嚴なる態度をとり、精密の調査を遂げ、以て國家百年の大計を立てざるべからず、是吾人が豫め宗教法案全體に關する精神を質し、當路者の注意を促し國民の覺悟を定め

とを分ち、其規定を異にし其取扱を別にするもの、是れ信教自由の本場たる歐洲各國に於ける宗教制度の眞相なり、信教自由を誤解して諸種の宗教團體を平等に取扱ふの謂なりと速斷するか如き論者は甚しき迷妄に陥れるものたらずんばあらず、獨り泰西諸國中にありて亞米利加は諸種の宗教團體に向て放任の主義をとると云ふ、然れども、此の如きは建國當初の歴史よりして、騎虎の勢此の如くならざるべからざる者、泰西諸國中、獨り不規則の變化をなしたる結果たらずんばあらず、而して米國に於ても後世諸種の弊害を認めたりと雖、國勢再び歐洲の如き制度を布く能はざりしなり蓋し、宗教制度としては常規を逸したるもの、苟も米國の如き建國の歴史を有するにあらざるよりは、決して之に法るべからざる者、而して放任主義を取れりと稱する亞米利加と雖、猶絕對的に放任する能はざるは事實の證明する所なり。世人が宗教制度に對する根本的の誤謬は國教、公認教、及び放任主義の三者を以て、恰も順序の如く、漸次發達せるものなりと覺悟することなり、換言せば公認教を以て國教制度より放任主義に遷り行く過渡の制度と思惟せることなり、此の如き誤謬は先入主となるが爲めに、一方には國教と公認教とを同一視するの弊を生じ、少くとも公認教を以て國教の變形の如く考へ其結果として公認教を以て頑固なる制度の如き謬見を生じ一方には放任主義を以て公認教制度よりも高尚たるかの如く、たゞ又公認教制度を立つるも、是一時的のものにして、行く／＼放任主義となるべき運命を有すと觀念し、

むとする所以也。

吾人は大體に關して質さむと欲するの點は宗教法案なるものは現今日本に於ける諸種の宗教團體に關して、同一の規定の下に置かんと欲するや否やの點にあり、吾人は固より政府當局者と雖、之を同一の規定を以て律せんとするの無謀に出づるなきを信ずと雖、世の信教自由を誤解するもの、之を宗教團體の規定にまで應用せむと欲するものなきにあらず、此の如きは偶々其無學を暴露し、宗教制度の何たるを知らざるもの、吾人第一着に其蒙を啓かざるべからず、抑々信教の自由なるものは國民か個人として臣民たるの義務に背かず又安寧秩序を妨げざる範圍に於て何れの宗教をも信するの自由を許したるもの、決して何れの宗教團體をも同一の規定の下に置くの謂にあらざるなり、蓋し信教の自由なるもの現今所謂文明國に於ては何れの國と雖之を許さざる者なし、露英の如き國教制度を布ける國と雖決して信教の自由を束縛するとなし、此の如く信教の自由は殆むと萬國普通の通則として之を許さざるなしと雖、宗教團體の規定に至りては各國何れも其國內に於ける諸種の宗教團體に對して、同一の制度を以て律するものにあらずるなり、然らば各國宗教團體に對する制度如何、曰く露英は國教制度を布き、獨逸、佛蘭西、以太利、澳太利等總て他の歐洲諸國何れも公認教制度を布けり、而して國教已外の宗教團體及公認教已外の宗教團體に向ては各國別種の制度を用ゐて之を規定せり此の如く國內に於ける諸種の宗教團體に向て國教と非國教とを分ち、公認教と非公認教

此等の大勢に抗せんよりは寧ろ放任主義をとるに如かずとの薄弱なる思想を有するに至れり、蓋し此兩點は世人が宗教制度に對する根本的の誤謬なり抑々世界何れの處にか國教が變して公認教となれるの歴史ありや、又公認教が變して放任主義となれるの歴史ありや、蓋し此等の制度は根本的に其精神を異にせるもの、一點其間に混同を許さざるもの、而して世人之を領解するもの少し、故に吾人今や宗教法案の精神を質さむと欲せば、勢此等三種制度の精神を陳述して、政府立案者たるもの其何れの精神に住せるかを質さるべからず。吾人は第一着に國教と公認教との根本的精神に於ける異點を辨せむ、之を歴史上に考ふるも國教と公認教とは何等の關係もなし、抑々歐洲中世時代に於て羅馬教會か國家を壓倒したる所謂國教制度傾くに及び、其反動として國家が宗教を壓倒し、寧ろ國家が宗教權を握りたるものは國教制度にあらずや、英のヘンリー八世羅馬法王に反對して自ら英國教會に於ける監督權を收め、國家としては帝王となり、教會として乃ち法王の職權を行ひ、全國の統一を謀りたるもの、而して魯國のピーター大帝亦之に擬してコンスタンチン大教正の教權を奪ひ、爾後國教制度所謂シーザー、パピズムを立て、右手に政權を握り、左手に教權を携へ、全國に君臨せり、故に英國教會若は希臘教會より外國に傳道して、之に歸依し、其團體に隸屬したるものは英王露帝の教權の下に屬せしむるものなり、之を要するに國教制度は宗教を以て政權の下に致したるもの爲政者としては全國を統一するに妙なるべしと雖、宗教者と

して之をみれば宗教が政治の機關に利用せられたるものと謂つべし、而して公認教制度なるものは全く其精神を異にし、乃ち國家が國內に於ける最大多数の信者を有し、全體に於て勢力を有する宗教團體に對して自由を與へ、宗教上の權能を行はしむるものたらざるはならず、而して世人が公認教を誤解するもの、宗教者が國家の保護の力によつて成立せしむるものなりと解し、隨て、宗教が政權の束縛を受くるものにして、其自由を束縛するもの、如く思惟せり、是大なる弊見たり、抑々公認教の精神たるや、宗教團體にして全國に涉りて勢力あるものは、國家が其宗教團體に對して、宗教上の立法、行政、其教育、傳道等の權能を認め、自由を與ふるの謂なり、而して其保護の如きは、國家が其團體の勢力に比例して、宗教的權能を行ふの便に資し、以て國民の輿論に従ひ、以て行政の圓滑を謀りたるものたらざるはならず、故に公認教なるものは宗教團體の勢力如何に比例して其規定を定めたるものたらざるはならず、故に公認教の如何を知らむと欲せば其非公認教に對する處置と對比せざるは其真相を知り難し試みに獨逸に於ける宗教制度を一瞥せよ、一は公認教にして前記の諸種の權利と自由とを與へ、且つ其團體を以て公法人となしたるものなり、而して宗教團體にして完全なる組織成らず勢力一部分に局れるものは、之を私法人として、他の會社の如き取扱をなせり、而してたゞ公認教團體と雖猶之に及ばざるもの、如きは集會條例を以て之を支配し、取締をなせり、實に是宗教團體の實力如何に關して、其規定を異にせる

もの、洵に秩序ある、國民の頭腦より割出したる公平なる宗教制度にあらざるや、以て公認教制度が國教制度と其精神を異にし、公認教制度が政權の下に屈從せる卑屈なる制度にあらざることを知るべきなり、次に吾人は放任主義の精神につき一言を述べし、抑々放任主義なるものは世人が誤想せるが如き高尚なるものにあらざるなり、抑々放任主義は國教制度の反動によりて起りたる不秩序なる極端主義なり、乃ち是獨り米國に於てのみ行はるる者、米國建國の歴史を見れば明らかならむ、英國國教制度を布き、政權を以て甚しく國教以外の宗教を壓制せしを以て此等の人民は各其信する所の宗教を齎らして、新大陸に移住して其好む所を繼にせり、從て米國は建國の當時に於て、既に宗教博覽會の觀ありしなり、從て互に相盟約して宗教團體も全く自由放任の制度を定めたり、是國教制度の極端より、他の無秩序、無制度の極端に奔りたるもの、實に是例外の例外、不規則の最不規則たる特種の場合たるに過ぎず果して自ら放任を規定したる米國人は自ら其放任主義の爲めに苦しむに至れり後世モルモン宗の起るに及びて其風教を紊亂するの害を防がざるべからざるに及びり、遂に輿論は之を放逐せりと雖、彼等教徒は祖先が新大陸に移住したる故智に倣ひて、深く内地に入て鹽湖の邊に其本城を構へ、其教を傳播せり、後世鐵路大陸を横斷するに及びて多年隔絶しつゝ、養ひ來りしモルモン宗は一大勢力として米國宗教界に異彩を放つに至れり、而して既に放任主義を以て基本とせる米國は亦如何とも是る能は

ざるなり、世人が動もすれば隨意渴仰せむとする放任主義の結果なるもの洵に此の如し、現今の如きは、米國に於ては投機的迷信的健全なる宗教が横行闊歩するの狀頗る憐むべきものあり、此に於てや國家は之に制限を加へむと欲して加ふる能はず、進退谷の悲境に陥れり、吾國人にして放任主義を主張するか如きは恰も明治十五六年の交に於ける政治家かルーソーの民約篇を聖教の如く尊びたるが如き無秩序にして而も危険なる迷夢に陥らむとす、之を國家の點よりみるも、宗教の點よりみるも豈憂ふべきの至ならずや、此の如き放任主義にして猶大害をなさざる者米國の國體此の如きを以て、なり、吾人は切に識者の一考を煩はす所以なり、而して此の如く極端に放任主義をとれる米國に於て猶絶對的に放任ならざるは近年スウヰントンの萬國史が法王に對して語氣同情少きの故を以て舊教徒は之を排斥して小學教科書に用ゐること廢せしめたるを見れば蓋し思半に過ぎるものあらむ、已上國教、公認教、放任主義の精神を明らかにしたり、而して吾人は現今吾國に適當したる組織は彼の頑冥なる國教にもあらず、不規則なる放任主義にもあらず、最も秩序ある公認教たることを結論せんとす、當局者宗教法案の起草に於て、大體に通せる精神如何、吾人は之を質さむと欲す、而して現今吾國に於て此宗教法案を促し來りしものは内地雜居なる外縁は一大動機たらざるはならず、故に此點に於ては特に注意を拂はざるべからず、對等條約たる日佛條約の明文に曰く、

完全なる自由を享有し、法令及規則に従て堂宇を建設及所有し且公私の禮拜を行ふを得べしと、乃ち良心に關して完全なる自由と憲法に所謂信教自由にして個人として何れの宗教をも信することを得るの謂なり、次に堂宇の建設及公私の禮拜とは所謂宗教團體を意味するものならむ、而して今や之を規定すべき法令及規則を定めむとするもの即宗教法案の必要の一なるべし、而して佛國等歐洲諸國に於ては既に業に公認教制度を布き公認教非公認教の取扱を別にせり、而して我國亦此法令規則を定むるに及びて、彼秩序ある公認教制度の精神に基かざるべからず、是れ獨り宗教界の秩序を保つに必要なるのみならず、國家の秩序に於て亦缺くべからざるものなり、吾人は一言當局者の注意を促すと共に、全國佛教徒たるもの決して輕舉盲動、漫に爲政者を苦しむるを能とするの愚を學ばず寧ろ秩序ある運動によりて、爲政者をして秩序ある法案を立てしむことを勉むべし、今や宗教法案提出の風説を耳にし、當局者の注意を促し、國民の決心を促すと此の如し。

論 說

眞宗の教育方針に就て所感を述べ

本多辰次郎

文部省の八年計畫は實行せらるゝや否を知らざれども、兎も角も同省の方針は高等普通の教育を盛にせんが爲に、夫相應の學校を増設せんとするにあるが如し、然るに眞宗諸本山の教育の方針は揃ひも揃うて、學校の數をば寧ろ減少して設備

を全からしめんとするに在るが如し、寧ろ初等教育は打捨て、高等教育に力を入れんと心掛くるやに見受けらる、不完全なる學校にても増設するが善き歟、不完全なる學校は廢止しても、設備を十分に作るが善きか、これ決して輕々に論ず可からず、又一般に是非得失を決定すべからず、種々の事情を參酌せざるべからず、去れど今は此點を論議せんと欲するにあらず、今は唯初等教育を世間の中小學校に一任して顧みず、只管高等教育に勉めんとする方針に就て、聊か所感を開陳せん、眞宗といふも十派に分る、此十派を一からげにして概論すべからざるは固よりなり、殊に其最勢力ある東西本願寺の如きは、外面こそ親密の觀われ、裏面は競争劇しく、局外者より見れば氣の毒の如き次第なれば、萬事に付て其歩調の揃はぬを通例とす、然るに此度教育上の方針に付ては偶然か將た時勢に促されたるに由るか、其歩調の揃へるは不思議といふべし、

西本願寺にては從來地方に二十個の公立學校ありしものを合して三校となし、設備を全からしめんとし、計畫をなし、が、こも成立せずして、遂に一の大學林と、一の文學寮とのみ存して、他は皆廢校すべき勢となり、近來此議より一步を進めて、從來の大學林、文學寮をも廢して、新に佛教大學を起し、其大學には佛教科、佛教兼文學科、佛教兼醫學科、佛教兼法學科の四分科を設け、猶其上に勸學院なるものを置き四分科卒業生中優等者を選抜して入院せしめんと、又同大學に入學の豫備として、高等豫備門を設けんとの議ありと、

又東本願寺にても、從來東西兩京を始め、樞要の地に十個の眞宗中學を設置しありしを減少して東西京二中學として設備を全からしめんと決せり、又眞宗大學は從來本科三年、研究科三年にて卒業せしめしを、過般本科の下に豫科二年を修めしむる事とせり、猶此上同大學の經費を益して大に擴張せんとの議あるやに聞けり、

専修寺本山に於ては、過般來勸學院を起して高等教育を盛にせるあり

佛光寺派に於ても、其設立に掛る眞宗學院なるものは、從來は中學程度の普通學と兼ねて佛教を授け居りしに、今回改めて、中學程度の學校卒業後佛教學攻究の爲に入學せしむる宗教的高等學校の組織に變じて、中學教育は放棄する事にせしと云ふ、

以上の四派は眞宗中最盛大なるものなり、四派共殆ど同一の企圖に出づ、或は余輩の聞き誤りもあるべし、中には又一部の議論に止るもあれば、今後實際には如何なる有様を呈するや知るべからずと雖も、概して初等教育を輕視して、高等教育に重きを置ける傾向あるは事實なり、余は聊か所見を異にするものあり試に言はん

凡て教育は經費の増額のみにて隆盛に成し得るものにあらず、殊に高等教育に於て最も然りとす、何程經費を増加したりとて、學校の設備を完全にしたりとて、注文に應ずるだけの良教師を得ざれば、其効果は割合に薄きものなり、兩本願寺の如き、盛大なるには相違なしと雖も、各其大學を立派に

したる後、其講堂に上るべき教師を捜し見よ、案外寂寞たる感あらん、殊に世間普通の中小學校にて修學して、二十歳前後に至りて始めて宗教學校に入り來れる學生を教育して、鞏固なる信念を得せしめ、其大學を卒業するまでに天晴大宗教家に仕立上げんとは、抑之を有する希望といふべきか、斯くの如き大感化力を有する良教師を十分得らるべしと信せるにや、且又何程學校を立派にし學科を高尙にしたりとて、非凡の大宗教家、大學者は學校教育によりて養成し得べきものにはあらざるなり、

予輩の希望を有するに言は、普通教育の道場を盛に起して、許す限り幼少の時分より此處に教育し、此間に十分宗教觀念を得せしめ、信仰を確立せしめ、以て高等學校程度まで親切に教育すべし、大學程度の教育は如何といは、宗派内に設立する所の經費を帝國大學に寄附して、同學内に教學科(名は何れにても宜しけれと今假りに名く)なる一科を設けしめて、主として宗教の典籍を攻究せしむべし、斯くすれば、各宗派内の學校の如く、力めて自宗の内より教師を得んとする瘦我慢も無ければ、諸宗より恰適の碩學を集むるを得べく、又異宗教の研究を爲すを得べし、斯くの如くすれば、宗教信念を養ふ事は此校に於ては不適當なれども、學者になるには便利多きは明なり、而して此科へ入學せしむるは某々學校よりは無試験にて許すと認定せしむる事にせば、又小本山は合併して、其豫備校を設くるに至るべく、是亦大に善事なり、

但し斯る事は文部省及帝國大學にて許可するや否や、甚だ不

明なれども、經費寄附者の希望する學科を増置するは、西洋諸大學には往々有る事なれば、随分許されぬ事も無かるべしと信せらる余の希望は斯の如し、然れども今日直ちに此希望の採用せられざるべきは余之を知ると雖も、單に余が所思を述べて大方の教を請ふ、此點に付ては決して眞宗のみに限らず、宗派の何たるを問はず、關係は同じ事なり、

理想の必要 (上)

常盤 大定

知ると行ふとは一致するを要すべくして、而して頗る相背反し易きは是人性の弱點にして腐敗の根元實に茲に存す、言に巧にして行に拙なるもの比々皆然りと雖、無智にして而して能く之を行ふもの亦之なきにあらず、

日に狡猾を増し月に凶暴を加ふる現時の社會を通過し、個々に就て之を察するに吾人は知らざるが爲に行ふを得ざるものを見る事頗る稀にして、之を知悉して而して猶行に拙なるもの、却りて夥しきを悲む、詐偽といひ、賄賂といひ、之を行ふもの誰かは其好事に非らざるを知らざる况んや妾を蓄へ、人を傷ふものに於てをや、底事を現時の變態、是等不徳のものには無識の下流社會に少くして、公然紳士を以て自任し、所謂上流社會として幾分他の尊重する所に多きや、所謂紳士の腦裏には道義を口にし、信念を云云するが如きは遂に好事者流の所爲に屬すとの觀念に過ぎざるものに似たり、曰く生存競争場裡に立つもの何んぞ彼が如き迂論を爲すの違あらん、我も亦其善を知り、惡を辨するの識なきにあらず、社會の狀

態は遂に我をして善に向はしめざるなりと、是の如きは悪を知り、不徳と感じつゝ、公然其不徳に向て進み、悪を遂行せんとするものなり、上流に位するもの概ね然り其弊の及ぶ所下之より甚しきものあり、國民道徳の發達を計る抑亦難哉、吾人若し單に智識の開發のみを以て満足すべくんば、山間といはず、漁村といはず、呷呷の聲を聞かざるなきに至りて人生の不平は一掃せらるべく、道義の鼓吹、社會の改善等の争は必竟徒爲の業たるべきなり、然れども失望するを止めよ、人は幸に智識のみの動物にあらざりけり、劇場は年を追ひて其數を増し、妓娼は月を閱して其勢を加ふ天下豈需要なくして獨り其の供給を過大ならしむるものあらんや、是等如何がはしきもの流行するや、以て其需要の年と共に進むを見るに難からじ、夫れ需要あり、吾人と雖、單に之を排斥したり、一言にして之を掃除せんとするものにあらず、夫れ之あるも或は可ならん、唯絃歌湧くが如き高樓の齷下、飢餓に迫るの歎聲を聞き、燦爛眼を眩せしむる大厦の周圍、星を戴き月を踏んで猶寒苦を訴ふるの悲音を耳にするもの、少きを遺憾とするのみ、慈善の美、献身の善は遂に能く虚飾の萬一、華麗の千一にも及ぶものなきを遺憾するのみ、物質文明の風潮は滔天の勢を以て國民思想の根底を破壊したり、古來儒佛の教によりて馴養せられし理想は滅却せられて未だ之に代るの理想なし、理想は人を活かし、人を動かす、理想より溢出する活動は始めて眞の道義たるを得べし、今や他を生死せしめ、活殺せしむる理想は滅却せらる、國民道徳

の振長せられざる其所、知悉して行に拙なるもの滔々皆是なるも宜なりといふべし、

(下)

理想によりて起臥し、理想に訴へて中心の安靜を得、よりて以て行動するもの、現時にありては之を政事家に見る事多しとせず、之を實業家に求むるもの未だ敢て夥たしといふべからず、所謂教育家、所謂宗教家等も亦此點に關して誇るに足るべき多數を有せりといふを保し難し、是等社會の上流を注視する眼を轉じて、世の所謂愚夫愚婦と稱せらるる念佛者を見んか、其言に表裏なく、其行に明闇なく、匹夫にして王侯の師たるべきものを見る事、敢て珍とするに足らず、時に情の激する所輕舉に類し、熱の逆しる所盲動に傾くが如き事之なきにあらざり、其肚裏を解剖し來れば一意唯尊王の爲のみ、其眞情より湧出するの言語、徹頭徹尾護法の爲のみ、其肚裏の潔白なる其眞情の純赤なる、他をして暗涙に咽ばしむるものありて存す、斯の如く無垢にして實行に秀でたるもの多數は吾人却りて下流社會の中、所謂愚夫愚婦と稱せらるるものに於て之を見る、是即ち知らずと雖能く行ふものなり、彼等能く之を行ふにあらざり、理想は彼等を驅りて此行あらしむるなり、國民道徳の光彩は終始是等の社會に陸離たるものありしも、世潮の及ぶ所遂に此社會をみ洩さず、軌近漸く所謂愚夫愚婦の數を減せんとす、智識の開發のみを以て満足すべくんば、是却りて喜ぶべき現象ならん、人は智識のみ動物に非ざれば、夫れ或は悲むべき一大事ならずとせん

知らずして則に合する行に出でしむる理想は、豈知るが爲に則に合せざる行を發せしむるの理あらんや、理想の人世に必要なる世已に定論あり、吾人は敢て之を囑々するの要を見ずと雖、理想の鼓吹者、理想の爲に身犠牲たるを甘んずるもの多きを望むものなり、生存競争の爲と稱し、善と知り、美と感ずる所に進むに勇ならざるものは未だ理想の光明を認めざるものなり、理想の光明にして我前途を照さば、榮辱何かあらん、窮達又意を屈するに足らじ、况んや生存の爲に左浮右泛するに於ておや、豹は死して皮を留め、人は死して名を留むるの一語、能く懦夫をして蹶然たらしめ、身を鴻毛に比して、泰山の義に赴ける士風の鼓吹せられざるに至れる僅々三十餘年にして、現時の社會は現出せられぬ、彼士なるものは留名なる一種微妙の永久意識によりて君子國を形成せり、留名の一事の人々に影響せる夫れ斯の如し、吾人若し横に十方に亘り、豎に三世を貫く理想によりて相始終せば、其結果の及ぶ所、豈唯一身のみならんや、一家のみならんや、何ぞ又一郷のみなりとせんや、必ずや一國に亘り千年を貫くの影響あらん、理想は能く無智の業と雖、能く則に合するの舉に出でしむ、有智の人に於て能く理想の光明を認むるに至らば、慈善事業期して待つべく、社會的活動必然に起らん、現時眞正の慈悲を抱き純潔の熱涙を有して、献身犠牲の行動を爲すもの佛教信者はあらずんば則ち基督教信者なり、何の

爲に然るか、理想は能く彼等を忍耐ならしめ、勇猛ならしめ慈悲ならしむ、熱く這裏の消息を解して、薄志弱行の域を去りて、堅忍不拔の地に就かんとせず、須らく理想の涵養に留意せざればあるべからず、吾人は宗教獨り能く此目的を達するものあるを主張するものなり、
正誤 第十七號論說國法上信教自由の解(五頁下段七行)の「個人たるこ團體たることを問はずば即ち」の誤

社會

◎宗教法案

當てにならぬは風説の本質なれども、近來新紙の報する所に據れば、政府は愈第十四議會に向て宗教法案を提出すべしとなり、而して其方針なりと言ひ囃さるる所は、總ての宗教を一括して同一法律の下に取締りを爲す由にて、過般佛教各宗總代が議定せりといふ、佛教法案の如きも、之を參酌する所あるべしとなり、余輩は括目して其鬼が出つかる、佛が出つるか、傀儡師の箱の開かる、を見ん、

◎中等社會

國家の元氣は中等社會に由りて保たる、中等社會を缺くの國家は滅亡を免れず、昔時の羅馬、近世の波蘭是なり、我邦も日清戰役後社會一般に奢侈に赴き、生活日に困難に赴き、中等社會の健康大に害せらる、是豈國家の爲め寒心すべきにあらざるや、爲政の局に當る者は勉めて此階級の健全を保持せしめん事に留意すべし、又此社會に屬する人士も猥りに浮華の風潮に動されず、毅然として分を守るべし、是即自衛の道なり、國家の福利なり、

◎**宗教主義の學校** 全國幾多の學校が彼私立學校令及び文相の訓令の爲めに驚かされて動搖しつゝ、あるは事實なり、或は之れが爲に廢校の厄をさへ免れざるものなりと聞く、余輩の不敏なる何が故に、彼の一令の爲に狼狽せざるべからざるかを解する能はず、苟も社會道徳の維持者を作らんと欲して靜に精神教育に従事せんに、徵兵の猶豫、官立學校との聯絡は何故に學校の生命とする程必要なるか、見よ彼の新島襄氏が微々たる茅屋より起して、遂に隆盛なる同志社と成したるは、決して是等官邊の優待特權附與に出たるにあらざるを、

◎**世の慈善家に謀る** 寺院の大なる程、繁昌する程門前に乞丐兒の多きを見る、跛者、瞽者、癩病者等群を成して人の袖にすがるは大寺の門前境内なり、彼等は信心の爲に集るならば殊勝なれども、彼等の心中全く參詣者の慈善心を目的として、一文にても多く貰ひ以て口腹の欲を充たさんとする者のみなり、彼等の中には求めて餓死に頻する病兒若くは見るも忌はしき畸形兒等を雇ひ來りて、憐みを請ふの具に供する酷薄者もあるなり、故らに目を閉ぢ或は唾者を擬する狡猾者もあるなり、奮發して手足を動せば十分衣食の料を得べけれども三日すれば忘れられぬとて門に立つ懶惰者もあるなり、是等の徒の言ふが儘に金錢を施與するも彼等の狡猾と情を增長せしむるのみにて、社會に取て何の益する所なし、而して施す人の手元にて考ふれば随分うるさのみならず、恰錢貳拾錢位の錢は忽ち盡くるものなれば、斯る無益なる慈

る學者を歓迎するは此上も無き結構の事なり、歓迎すべし歓迎すべし、其人に接すれば又著書以外に得る所無きにあらず、又我國の眞想を彼國に紹介するは、公平なる彼國の學者に頼るは最利益あればなり、

◎**埼玉縣慈善會保護院** 同縣浦和町にある同院は明治二十三年の創立にして、資金欠乏の故を以て同年十二月一旦中止し明治廿五年再興し尙來今日に至る、當時の創立者は埼玉縣下各宗寺院の組織に成る埼玉縣慈善會の分業として着手せるものなり、明治三十年度より本縣會の發議により年々五百圓宛の補助金を給せらるゝこととなり、今は多少の資本を生ずるに至れりと云ふ最近の成績表を得れば左にか、けん

埼玉縣慈善會保護院被保人成績表

入院別及事故	退滿期	執行換	逃亡	死亡	死亡	合計
親戚ニ事情アルモノ ノ及ヒ自活ノ目的 ナキモノ 歸郷旅費ナキモノ 監視執行地ナキモノ	九	一一	六	二	二八	
合 計	一一七	七六	一一七	一〇	三二二	

明治三十三年六月三十日現在

◎**教導講習院** 大谷派なる同院は本年九月入學試験を行ひ新入學者を許したり、同院は人物の選擇に力を用ゐる方針にして中學卒業程度の普通學と適當なる佛學との力を具備し且つ傳道に適切なる性格の人物を入學せしむる方針にて入學試験の如き嚴密に之れを行ひ、大に淘汰を加へたり、而して合格のものは假入學として一學期間修業せしめ、而して後再び淘汰して初めて入學の資格に合したるものとす、本年の新

善を爲さんよりは、縱令少許の金額ありとも、乞兒に施す代りに、養育院感化院等に寄附するも可なり、或は毎寺院には慈善箱を設けて、參詣の節には是に向て幾許かを喜捨するの習慣を爲るべし、而して一方には乞兒收養所を設けて、彼等にも相應の勞動を爲さしめ、其足らざる所は各寺院の慈善箱の喜捨金にて支辨するの法を設くべし、然れば一方には懶惰者流に働かしむるの益あり、他には又醜陋なる丐兒をして市中を徘徊せしめざる利あり、余輩はこの問題の研究せらるべき價值あるを主張す、

◎**警察監獄學校開校式** 警察監獄學校にては去月十六日午前九時より小松原同校長を始め同校教官來賓及生徒一同參集し開校式を舉行せり同時三十分小松原校長は來賓を式場に導き一同着席するや西郷内務大臣安樂警保局長大久保監獄局長の祝詞朗讀松井教官の規律上に關する演說小川監獄局事務官の襄に羅馬に於て開議せる萬國監獄會議に於て警察監獄學校を各國政府に於て夫々設置し以て獄制上の改良發達を期することを決議せしも未だ同決議に基き歐米各國に於ても同校の設置なきに本邦に於ては率先し其設備をなし本日を開校の盛典を舉ぐるゝに及び監獄改良に關する演說あり次に清浦司法大臣松岡行政裁判所長官の祝詞生徒總代の答辭あり式終るや別室に於て立食の饗應あり正午一同散會す、

◎**外國學者の來避** オスカル、ナホット博士去ると引替へてラッド博士來る、前者に對しては我國民は何程の優待を爲し、かを知らずと雖も、後者に對しては歓迎盛なり、名譽あ

假入學者は十一人なり乃ち去る十六日午後一時宣誓式を兼ね始業式を行へり、近角文學士告辭を述べ、學生か自ら抑損して深く修養し、大に蘊蓄すべきことを告げ村上專精博士は學生か特に學問の點に重きを置き深く研鑽する處ありて、徐ろに傳道に力を用ゆべきことを懇切に訓示せられ元良勇次郎博士は政治と宗教と又宗教と教育との關係につきて根本的原理より立論して明晰犀利なる解説を試みられ、大に有益にてありき、而して學生總代は宣誓の辭を述べ葦原學師は答辭を述べ、全く式を終りたり、當日は片山國嘉醫學博士、小河監獄事務官、上野法學士本多文學士齋藤學師上杉學師等の同院の講師及び清澤滿之師、和田圓什師、大草惠美師等列席せり、而して上野法學士は經濟法律を志賀文學士は英語を教授せられ、何れも本學年より力を致さるゝと云ふ

臺灣島知本社の近況

本社創立の際事務の衝に當り鋭意盡力せられ今や生靈人教育に従事せる輩名慶一郎氏より頃社員に許へ通知し來りし景況は頗る有益のものなれば掲げて讀者諸君に紹介す

拜啓爾來御疎音に打過失禮の至に御座候小生去る五月八日卑南港に上陸越へて同十一日應より着地居住の特許を得即日牛車を備ひ行李と共に乘車本港を距る一里餘の蕃社卑南社に入り同社の「アンペラン」なる者の家に寓し候事に相成り同家は「コンコワン」の意を稱し社中の事務所の如きものにて當目今の頭目「クララオ」なるもの此家に生れたるものにして

今は他家に入聲となり居るもの、由に候此地方に於て奇なるは家は凡て女系にて繼續する事に御座候依て男子は凡て他家に入婚致候此地方の社會制に就ては種々面白き事有之候様なれども聞く所まち／＼にて明白に不相分著人に就て問へども彼等は内地の小供の如きものにて談話の順序相立たず確實なることは多日此に在りて實見するの外無之此等の事は他日御報導可申上候

小生は最初より目的地なる知本社に入る考の所内地にて承り居候様子とは實地全く異り學校建築費並に月々の經常費も相應に要する都合にて日々彼等の寄附にて萬事經營するが如きは目今神人といへども難爲有様に御座候實に智識の程度低く慾の一方に發達せるものは始末悪しき者無之小生蕃地に入り茲に殆ど四ヶ月彼等と起臥を共にし實に何とも感心致候往年基督教の牧師等此地に來りて蕃民を懐けんため無暗に物を施し我政府の如きも現今尙彼等を懐くるに種々物を施すの方を探りし故彼等は殆ど我等内地人より物を貰ふことを一の權利を有するが如く請求する様如何にも苦々し併し此卑南社の如きは分教場教員の盡方にて此等の悪習を矯正致し居候間他社に比しては餘程宜敷分なれども初めて此地に入りし當分の如きは誠に困難致候(中略)物價も内地に比しては二倍に上り居り候間施藥など致居候ては毎月無功の困難に陥り閉口の極に御座候

當港而巴ならず東海岸は皆同様なるが一ヶ月に定期船四回入津の所何時も満足に入津せず先月の如きは僅に二回荷物船客

等上陸を得たる位是も辛ふじて上陸し得たるものにて第二回の如きは荷物は郵便物の外揚らず如斯有様故臺北を八月十日出の書狀が小生の手許へ同二十八日に着する様の次第に候全體此地は大風の名所にて毎年必、一回以上は風災に罹る例なる由なるが本年も去月六日大風あり卑南港にて土人の家并に内地人の家南三家顛倒致し小生か本家と頼み居候卑南社分教場も同く倒れ其手傳等にて疲れ居候所再度去る二十一日大風にて卑南港の人家殆ど二十餘戸も倒れ臺東廳、卑南警察署、臺東國語傳習所宿舍、等皆其厄に罹り候に付風雨中見舞に歩かねばならぬ次第にて困難を極め候同日の大風は新聞の報導によれば薩州近方も大風にて死人迄有之候由聞及ひ候尙今度の事業に就而は廳長始め警部長等も非常の賛成にて何卒して其目的を達せしめん爲め出來得る限りの助力を與へんとて頻に心配致吳れ候(中略)去月中旬總督府民政部學務課長出張巡視の結果來年度よりは更に規模を擴張する由に候へば隨て小生の方も規模を擴張せざるべからずと存候

現今國語傳習所分教場に消費する經費の大概を列擧すれば如左に候

- 一金九拾圓餘 生徒三十餘人に給する獎學金
- 甲科最優等生一ヶ月四圓五十錢
- 乙科最劣等生一ヶ月五十錢
- 一金拾貳圓 小使蕃人二名月俸
- 一金拾圓餘 諸種消耗費一ヶ月分

一ヶ月消費する經費大凡右の如し小生は参考のため分教場經

費原帖を一眼せんことを要求したれども言を左右にして示すとを好まざる様子に付種々の點より聞き質せしに大凡右の如く前額より多額なるも少額なるとは無之候小生の事業の如きも右に倣ひて計畫するが便利かと覺候要するに現今の處彼等を集むるには物質的の恩恵に依るべきとは動べからざる有様に候何卒志士仁人の此の如き事業に向て幾多の助力を寄する人あらば御紹介被下度御多端の折柄種々煩しき事申上失禮に候へども不覺胸臆を瀝し候次第故不惡御聞取被下度併し御地が凡ての缺點を充たして餘あるは氣候能く人に適し蕃社の如き不潔極りなく(同前)近の蕃社テソンの如きは向しく生蕃候へども年々黒死病等の流行病も無之小生の如き初めの内は氣分悪しく困り居候へども近頃は馴れて子子の居る水をも顧みず飲用致候へども一向差障無之候小生は去月廿九日廳長より態々松浦教諭を蕃語取調の名義にて出張を命し小生が先導たらしめれば大に喜びて聊か準備致し同早朝出發「リカボン」「サマカ」「チボン」の三社を巡回致候此行高山蕃の入口とも云ふべき大南社にも遊ぶ考の處途上聞く所によれば同社は現今バイシンにて物忌の最中なれば内地人の如きは勿論近村の者さへも入社すると茲に謝絶し言語も交へず之を追放する例なりとの事に付先づ見合せ申候七月三十一日正午知本に参り候處大景氣にて小生は臺北より購ひ來れる土産物を與へしに大に喜ひ此夜は此社に宿する事となりしが正頭目は酒を購ひ社中の娘分を集め來りて蕃歌を奏せしめ小生等は戸内に眠りしに彼等は戸外にて酒を仰ひて殆ど天明迄歌ひ続け候誠に御苦勞様

の事に有之候蕃人の御馳走は先づ如此ものに候翌八月一日晚歸寓致候其後も右知本社副頭目「アニボン」なる者小生の寓處に來り早く知本に入る様督促致候實は此事業たる當に本山にのみ依頼すべきものにもあらずと存候條臺灣全島に寄附を募りて資金に供せんとの案を持し去八月三十日當廳警部長を訪ひ相談致候へどもドウモ邊巡の模様にて談成立せず尙重ねて懃懃候心算なれども此等の事は餘程考へざれば失敗を招く基と相成十全の策は初めは本山よりの下附によりて創立し不充分乍らも月々の經常費を得て其上の缺點を志士仁人の淨財によりて補ふに至當とする様被考候此の邊如何御指示被下度この蕃地教育にして幾許か其目的に向て進むを得ば當本山の臺灣開教事業中最優のものとし候將來有望なることは既設の國語傳習所の成績に徴しても略察するを得べく彼等學童が日々教場に於て種々日本の事情を話さるゝためとを齎らして其父兄に語る故本邦人に對する感情は日々和融する事は明なる事實に候然るに内地人にて時々此の進みを阻害するものあり即ち來臺商人が眼前の小利のため直に見顯はざる虚言をなすこと候、故に何處ども商業は臺灣土人(支那)に占領せられ居有様に御坐候無益の事を澤山書き立て失禮致候艸々敬具

九月三日夕認臺東廳管下卑南社アンパラン方

葦名慶一郎

信 界

靜 觀 錄

近 角 帶 觀

(十四) 佛陀を近き求めよ

宗教は何よりも高尚なるものなることは誰も承知して居るが、唯高尚であることのみを思ふて、全く吾人の思想の達せぬもの様に思ふ弊がある、是は大なる誤解である、固より宗教は人間已上の境界を説けども、其人間已上の境界が吾人人世と連絡がなければ宗教とは云はれぬ、固より絶対の境界は吾人人間の思想を超越したるものではあるが、其絶対が絶対として存在して、吾人々世との間に渡るべからざる海溝が横はりて居りては決して宗教とは云はられぬ、抑々宗教は絶対夫自身を名けた者ではない、其絶対世界と人世との間に架せられたる橋梁である、故に宗教の一端は儘かに絶対無限の彼岸に續くものなれど、他の一端は明らかに相對人世の世界にあらはれて、吾人の手に達して居らねばならぬ、宗教としては寧ろ吾人の手の觸る、所が嬉しいのであるしかるに世人は宗教は高尚であると云ふ一方のみを眺めて其高尚なるものが卑しき人間界に適切に受け取れる點を顧みるものが少ない、夫故、兎角宗教の事と云へば世外のことに様に思ふ様になる、

世人か佛陀と云へば、多少の信念を有するものなれば、之を崇めることは知りて、崇高きものであると思ふて居るはよいが、之を遠き置きて眺めて居りて之を近きに求むることを

知らぬ、其の佛陀の手か我々の手に達して居ることを知らぬものが多い、全体佛陀の手が吾々の手に達して居らねば、とても我々を融合させることが出来ぬ絶対か絶対として控へて居りては、とても吾々相對が如何に悶へても手は達せぬのである、然るに佛陀は其絶対が先方より吾々に向て引接せんと企てたる御手である、故に吾々は之にすがればよいのである、故に佛陀は固より純絶対の境界なれど、其の絶対か一面は相對の形をとりて相對の世界に臨のであるのである、我々は日夜淺間しき日暮をして居れば、其の淺間しきものに對して慈悲の手が觸るものである、愚昧なる心を起して居れば其の心中に智慧の光明がさしこむのである、飛びつくばかりに佛の手に達してみればいかにも、何時始めともなき絶対の世界につり込まれるのである、佛は佛の世界より吾々を召喚し玉ふのである、吾々は其呼聲が聞こえてみれば、其世界へ生れるのである、さて生れてみれば、無生の世界に融合さるるのである、たとへて言ば、吾々が眠りて居るとき、他の醒めた人が手を以て、揺り起し、聲を以て呼び起してくれるとき、之を夢の中に感じて居る即ち夢の中の顯象に雜りて居ることがある、時としては夢の中にあり乍ら我は今夢をみて居るのじやと思ふて居ることさへある、されど其の思ふて居ること迄が夢である、俗愈醒めてみれば、本來醒めたる世界に出て來たのである、されど醒めた人がありたどて、眠りて居る吾々を揺り起し、呼び起し玉はずば、長夜の夢の醒むべき筈がない、故に醒めた人を醒めた人として高き位置に置きて眺めても何

の益もない、此救ひの手が嬉しいのである、此助けの聲が有難いのである、佛陀を近き求めよとは此味である。

かく云へば、その佛陀なるものは全体理想ではないか、畢竟内心の投影であつて、客観化したものではないか、疑ふ人があるかも知れぬ、されど私か拜む佛は決して自己の理想ではない、客観的の實在である、夢の中に聲を聞きたる時夢中に聞て居ても、聞てゐた聲は儘かに醒めて居る實在の聲に違ひない、其實在の聲が夢に入りて來るのか難有い、されど其聲の實在は實在に違ひなければ、夢の世界より眺めてみれば五官の經驗を越えて居る、五官の經驗を越えて居ればどうして之を理想とは云はれぬ、其實在の佛陀とは即ち因願酬報の果体である、我々を助んとし我々を救はむとして、其慈悲の塊か、即ち佛となられたのである、全体佛陀も始めは吾々如き人間である、人の爲めにすると云ふ慈善心が源となり因果律によりて知らず識らず佛陀になつたのである、故に佛陀にはたしかに始かあるのである、されど佛陀の位置に達した已上には時間的に其生命は無限である、空間的に其光明は無限である、故に全体此の如き佛陀の歴史が人間か絶対到達し得べき證明である、併私は此佛陀の足跡を追ふて同一の軌道を反復しやうとは試みぬ、只佛陀の實在を信すれば直ちに佛陀に接することが出来る、其實在を信することの出来るは始め、吾々が感じ得べき人間の姿を以て、吾々を助けむと云ふ大願を起し、其結果遂に佛陀となられたからである、故に此大願が吾々人間の耳に達し得べき招喚の聲である、

私はかく實在の佛陀の導きにより、絶対の境に導かれる、されど理想の佛陀を拜む人を否定せぬ、併理想なるものは手の達せぬものである、若し手の達するものならば理想ではない、故に理想を追ふて我身が一步進むときは理想も亦一步先方へ進む、かくして無限に理想を追ふて進む有様が即ち理想の佛陀か人を絶対に導く有様である、此時は之に達せんと欲して追ふて往くのが愉快なのである、故に理想の佛陀は寧ろ手の届かぬ所が絶対に導く所以である、乃ち此か自力の修行である之に反して實在の佛陀は手の届く所が絶対に導く所以である、是即ち他力の極點である、されど實在の佛陀を拜む人と雖、決して理想の佛陀を否定すべき筈もなく、理想の佛陀を拜む人と雖實在の佛陀を否定すべき筈はない、理想を主張したるプラトが靈魂不滅論に死後の世界を實在的に記載して居るは頗る面白い。

奥村五百子傳(四)

泰 敏 之

奥村女史が長崎へ行ける使命の要件は、女史自からいふを憚かれは、茲には之を省きつ、さて四十日計り長崎に滞在したるに天下頗る物騒となりたれば、女史は人々の勸むるまゝに一旦歸國することに決し、彼の長州を發したるは、恰も馬關に於て長人が亞米利加船を砲撃したる前晩なりき、かくて間もなく、五百子の父も逝き、又兵衛家の叔母も失せ

て時世は俄かに一變して、外國と交際すべき御世となりしかば、かねて勤王攘夷説の盛なる家庭に人となりし五百子の不平はいはなかなたなけれど、時勢の推し移る勢には又敵すべしもならず、今迄は國事に奔走して一家を顧みるに遑なかりし五百子も、今は夫を持つべしとの兄のすしめによりて、近村の福祥寺といへるは、學事も老けて五百子の夫に相應すなれば、之を迎へて其婿となしつ、四海波静かある春の夕に鴛鴦の契りいと密なりき

その後一年半にして、五百子は不幸にも其夫に死に分れ、俄に家庭の春の樂しみを失ひたれば、男まさりの氣象とて、再國家の爲め奔走を始め、遂に浪士の群に入りて諸處をさすらひ、攘夷熱の禁し難き結果、外國人の首をねらひたることも亦少なからざりき、かくて五百子は京都に出でしが、當時の知事は横村氏にして、その一舉一動は五百子の眼より見れば不平のこのみ多かりしかば、五百子は遂に浪士を遊説し、外山大納言を巨魁として、知事暗殺のことを企てたり、然るに密事忽ち露現して浪士の一群は遂に京都より放逐せられ、思ひ／＼に四方に散るること、なりしかば、浪士等は分れに望みて五百子にすしめていへるやう、若しおん身が一人して今の如くにさすらはば、何時他の刃にかゝりて非命の最後を遂げんも計り難し、寧ろ我徒の中より一人を撰びて夫とし、一朝事あるに及びては夫婦相携へて戰場に出るも可ならずやといひて、浪士中の文才にも長けたる鯉淵彦九郎といへるを撰びて五百子の夫と定めたり、

五百子は俄かに彦九郎をその夫となし、一先づ九州に歸らんとて、夫と共に西の方を指して旅立ち、二人の交情漸く濃くなりしに、國へ歸れば實家光徳寺にては、五百子の兄圓心が頻りに浪人宿をなしたるより、之を壓迫せんが爲に、先頃政府より大佐官といへるものを入り込ませしめて、その動靜を監督するといへる有様なれば、圓心は五百子に向ひて、若し彦九郎を誘ひ入るゝときは、忽ちわが首に繩かくるなりといひければ、五百子も之には困じはて、所々に手を出して夫をすましむべき場處を求めしに、鹿島の濱に佐藤濱雄といへるものありて、常に國家を愛ひ、義侠心厚かりければ、遂に彦九郎を其家に預かることとせり、然るに當時小笠原家の舊臣上原、朝常などいへるは、竊かに志を彦九郎に寄せ、事遂に露現して切腹するに至り、戸籍なきものは此處にも滞留するこゝと叶はざるに至りしかば、幸ひ平戸島は無籍者の住居勝手なるより、遂に五百子夫婦若干の金錢を用意して、平戸島に移れり

彦九郎は固より浪々の身を以て任するもの、只國家の爲に一死あるを知るのみにして、曾て生計の道を講ずることを爲さず、一竿の釣を携へて日々黒毛島に渡り、悠然として太公望を學ぶのみ、かくて用意したる金錢も忽ち盡きて、一家の生計頗る困難となりけれども、彦九郎は毫も生計の上に関して心を勞せず、只成るが儘に任すの有様なるに、間もなく二人が間に一女を擧げたる事とて、生計の困難は益加はり來れり凡そ一國の爲に身を犠牲にするものは、又能く一家の爲にも

身を犠牲にするものなり、五百子は生計の困難なると共に益夫を助くるの志強く、彦九郎が釣を携へて黒毛島に行きしときは、その子を肩にしつゝ、常に夫の爲に辨當の用意をなして之を運び、一家の生計を支ふるは全くわが任務なりと深く其心に決しつゝ、諸處の船問屋に依頼して裁縫の職業を得、一本の針も夜を日に繼て働き、前後二年の間、終始夫に不自由を感せしむることなく、又その幼兒をも養育し得たり、然るに政府の法令は一變して茲にも亦無籍者の居住を許されざることとなりしかば、遂に彦九郎が郷里水戸に歸らんとすの決心を爲し、長崎より乗船して横濱に入るや、天下の形勢は一變して五百子夫婦を驚かすこと大方ならず、當時彦九郎の兄鯉淵要といへるは宮内省の官吏となりたれば、先づ之を訪ひて從來の経歴を語りしに、兄のいへるやう、汝も浪人の身をやめて、宮内省の官吏にもなるころよからめなむとす、めけれど、兎に角水戸へ歸りたる後萬事を決すべしとて、兄に分れ、遂に水戸に入りて暫く茲に滞在せる中、更に一女を擧げたりけり、

五百子と彦九郎との關係は、始めより兩親の許しを得て成りたるにもあれねば、五百子の水戸にあるや、彦九郎の親戚は彦九郎と五百子との關係を分離せしめんとし、五百子に金錢を與へてその歸國を促かせしに、五百子は忽ち怒り、一私は賣婦ではありせぬ、金は要りませぬ、國家に一朝事あるときは此人と一緒に斃れやうといふ考で私は亭主にしたので御座いますから、是非私は彦九郎の戸籍を買つて養子にしなけれ

ばなりませぬ」といひ放ちたるにぞ、彦九郎の威親も又意地づくに之を拒み、十三家の親戚會議して反對を唱へたり、五百子の剛氣は少しも之が爲に屈せず、又一步も其説を曲げず若し其説行はれずんば、裁判所に至りて其曲直を決せんとの決意を爲しければ、遂に一人の仲裁者起りて、目出度く五百子の本望を達し、彦九郎を養子として有籍者となし、青天白日の身となりて共に再び九州に歸りたるは實に明治六年のことなりき

會 報

陸 奥

◎各地に於ける演說會 客月十五日浪岡に於て佛教演說會を開會せるが聴衆非常に多く辨士は明本了成、問野闡門、常盤文學士等なりき。翌十六日前三名と穴水義圓の諸氏黒石町に於て演說。同二十日廿一日の兩日間弘前市に於て問野、常盤の二氏の演說あり。至る所非常に聴衆の感動を惹き特に問野氏の主張せる公認教制度確定の必要は刻下重要な問題なりとて痛く衆目を傾けしめたり。是より先き鯉澤梅田五所河原の三所に於て問野氏の演說ありしが、格別の盛會にて同地方はこれより此問題に關して或は輿論の一定する者あらんとの報あり

陸 中

◎岩手縣に於ける運動 客月二十二日盛岡市に於て阿部善覺、佐藤大鱗、常盤文學士の佛教演說あり。翌廿三日花巻に於て前記三氏と問野闡門四氏の演說あり。廿四日廿五日の兩日は水澤町に於て四氏の演說ありしが同盟會岩手支部所在地の事とて聴衆は一回より多く、廿五日夜金ヶ崎廿六日前澤にて晝夜演說あり。廿八日は日詰町に於て問野、常盤二氏の演說あり。遠からずして岩手縣を通せる一大同盟會を現出するならんといふ。猶盛岡市にては阿部大環、龜山觀月、赤澤

某氏等。花巻にては齋藤新兵衛、平野立乾、膝館泰穩、等の諸氏。水澤にては阿部善覺、高安關梁、柳澤高令、下飯坂武之進、郷右近靖四郎等の諸氏。金ヶ崎にては高橋源吉。前澤にては菅原丙午。日詰町にては永井某等の諸氏非常な盡瘁せられしが今後互に氣脈を通じて大に宗教問題に活動するなるといふ。

羽前

●羽陽佛教全志會の發表 羽前山形市の有志信徒にて組織せる全會は去る七月下旬市内各宗寺院に賛同を求めたるに全月廿六日に各宗寺院三十餘名會合あり各寺檀頭若くは總代を發起人たらしむることなし更に全月三十日全市曹洞宗中學林樓上にて發記會を開き列席の信徒三十餘名皆發起者より互撰を以て創立委員十名を撰び(當日僧侶三十餘名出席せし)議席にありて可否の數に入らざりき)爾來會員募集に勉めつゝありしが幸にも曹洞宗管長畔上禪師の巡錫あり隨行員中、宇野默音、近藤稜賢、城井一秀、三氏を聘し去る五日の爲め旭座に於て大演說會を開きたるに聽衆無慮二千餘名溢れて歸るもの數を知らず宗教演說としては空前の盛會なりしと云ふ

因みに云ふ 全會の趣旨は
一、羽陽佛教同志會と稱し本部を山形市七日町法禪寺内に置く
二、愛國護法の有志を以て組織し智徳徳進の主義を以て濟世利民の實を擧ぐるを目的とす
三、方法として先づ(一)經緯研究會(二)佛敎演說(三)慈善事業
四、會費は毎月五錢つゝ五年間徵集し其五分の二は永久に積立置く

●佛教明德會臨時演說會 越中國水見郡に於ける同會は各宗僧俗協同の設立(本誌第七號)にして郡中唯一の會なり當年三月十八日發會式を舉げしより以來毎月二十一日を以て定例演說會日とし専ら道徳の挽回を計り慈善事業の必要を説く目下會員已に二千名に達せんとす然るに今回藤島了禪師當國漫遊を幸期とし該師を聘し八月二十六日飯久保村光久寺にて臨時大演說會を催せしに參聽者無慮二千名門内の立錫の餘地なし辨士は最初に本會專任幹事玄巢慶祥氏出演(開會の旨

趣)藤島師招聘の所由を述べ併せて會擴張のため斃れて後止むの覺悟なることを告ぐ次に白水臥龍氏登壇(因果説)てふ演題にて現末兩世に涉りて因果の道理必然なることを述べ最後(藤島師)一利願行(公認制度)てふ演題にて前後二席の演說あり二利願行の演題にては自利々他互融の旨を説き慈善事業の必要を淳々のべられ公認制度の演題にては師が得意の相資制度の蘊奥を述べ公認制度に對する世人の誤解を喝破し畢竟四制度中公認制度を措て又他に適當の制度なき所以を斷定し大に參聽者をして同意を表せしむ誠に近來稀有の盛會なり

因みに同會の有力者は如左
會長 藤島又五郎(眞宗大谷派、前縣會議員) 副會長 岩間覺平(臨濟宗、富山縣勸業顧問會員) 副會長 矢野嘉十郎(眞宗本願寺派、郡會議員) 專任幹事 玄巢慶祥(大谷派) 同和泉善六(曹洞宗、郡會議員) 神代村長(其他渡邊源一(曹洞宗、富山縣事務取締) 積良大支(大谷派、樺尾太助(大谷派、郡會議員) 石上開山(大谷派) 前場富士彦(本願寺派、十二町村長) 開山堂乘(本願寺派) 等の諸氏は最も會擴張に熱心せられし人なりと云ふ

●氷見町佛教徒同盟會 同町眞宗大谷派編素設立に係る同盟會は當春よりその計畫ありしも好機會これなきため遷延せしに過る七月二十日同派准參務谷了然師出張を幸とし二十一日午前該師を聘し字北新町圓照寺に於て發會式を舉行せしに非常の群參にて會員申込者も頗る多く目下確かに有望の會となれり

●上越佛教俱樂部支部發會式 新潟縣中頸城郡高士村、菅原村、津有村の上越佛教俱樂部にては爾來會員募集に從事し致々として擴張を計りつゝありしが、續々入會者を増加するを以て本部と協議の上支部を全高士村大字曾根正法寺に設置し、去る八月二十日總會を開き役員を選定せしに幹事には秋山作太郎吉野宇三郎平賀大音曾根隆道本田大實の五氏其任に當れり、今や會員四百餘名に達せしを以て本月五日發會式を舉行せらる、當日の概況を記さん式場門前には大綠門を作り國旗を交叉し、當日は雨模様なりしにも拘はらず參聽者續々蠅集し堂外に佇立するもの見受けられ、鑪にて定刻に至るや僧侶諸氏の諷經あり本田大實氏開會の旨趣、會

員宮越義應、本部派出員江口榮圓、教誨師武田惠教、文學士虎石惠實諸氏は各々熱心に演ぜられ頗る聽衆に感動を興へしとぞ無事散會せしは午後七時頃にして實に同地近來未曾有の盛會なりしと

●佛教青年德育會 同國西頸城郡奴奈川村の有志諸氏題號の如き會を組織せりと云ふ、今其概測則を得れば左に掲げむ、

綱領

一、名稱 本會を佛教少年會と稱す
一、位置 本會を奴奈川村宇島區圓照寺に置く
一、目的 本會の村内の少年男女をして佛教的精神を發達進歩せしめ忠孝仁義の道に全うするを目的とす
右の目的を達せんか爲め本會の事業方針左の如し、
一、村内の少年男女を奨励し德育を修めしめ從來惡習を改善せしむること
一、殊に女子には裁縫を教へしめ
一、有益なる雜誌書籍を購置し一般に覽覽を許すこと

河内

●住道青年會 同會は北河内郡住道村大字三箇本傳寺に設置せる有力なる青年團練にして去る十一月十二月の設創にて爾來諸種の方面に於て着實なる運動を爲しつゝありしが日を経るに共に大に地方有志の加入多く優に大阪城東の一、大青年會ならしめんとす計企にて去る七月廿二日大川西川長田新井間野等の委員は臨時總會を開き河内佛教青年會と改稱して其規模を擴大せりと云ふ

大和

●佛教最勝崇徳會 は大和國宇陀郡内牧村の會員諸氏の發起にかゝり慈善事業に於て大に力を盡す由、本月一日張の爲め演說を開き、眞田松水、安原藤山、松本誠義等の諸氏出演せられ聽衆無慮七百餘名にして頗る盛會なりしと、其規的左の如し

- 第一章 名稱
- 第二章 位置
- 第三章 宗旨
- 第四章 目的
- 第五章 方針
- 第六章 組織
- 第七章 經費
- 第八章 會費
- 第九章 役員
- 第十章 附則

一、國粹的觀念を鼓舞し國民的傳道を開き、眞理公道に背反し風俗に相合せざる一切の迷信を打破し社會の改善を計すこと
二、公共問題を研究し植産興業を奨励し慈善事業を擧行す

●大日本佛教青年會 永井濤江君は去る八月より大谷派教誨師として集鴨監獄に入り鋭意感化に盡瘁せられ候抑々同君は當時率先して自ら一生を此事業の爲に投せむことを決心せられ居り候處他の事業の爲に就職延期相成居り候次第に付松見、與地諸君に謹告候也

●大日本佛教青年會 大日本佛教徒同盟會

會頭正二位勳二等侯爵久我通久閣下北堂房子様永々御病
 氣之處御養生不相叶去る九月二十七日午前七時十分御逝
 去相成候條全國會員諸君に謹告仕候也
 御葬送之儀は來る十月三日午後一時牛込區新小川町同
 邸より御出棺下谷區谷中坂町四十一番地臨江寺に於て
 佛式と以て御埋葬相成候
 (順路) 同邸出門右へ宮比町飯田橋を渡り左へ川岸通り眞直に三崎町より左へ水道橋を渡り砲兵工廠通右へ
 壹岐坂を登り眞直に本郷通三丁目角へ左へ四丁目角より右へ湯島切通坂下より岩崎屋敷門前より同屋敷前眞
 直に彌生町通り谷中坂町臨江寺へ到着
 明治三十二年十月一日

大日本佛教徒同盟會本部

政教時報第十八號目次

- 社説 社會の改善、教界の刷新
- 論説 宗教に於ける外的勢力 ●繼續守成の精神なき國
民を警む

- 社會 佛教法私案 ●宗教地圖調成の必要等
- 雜錄 名古屋に於ける會頭久我侯爵の演説
- 信界 靜觀錄(十三) 生きん、爲に働くべからず
働かんが爲に生くべし
- 今昔 奥村五百子傳(三)
- 會報 各地運動の景况

(明治三十一年十二月二十六日發售當配可)

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
- 三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全 無 送 料
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
 二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし
 東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十二年九月三十日印刷 發行兼編輯人 上村幸三郎
 明治三十二年十月一日發行 印刷 清水樹太郎